

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月26日

住 所	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
事業者名	名古屋市
代表者名	名古屋市長 河村たかし (役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

本市が管理する栄バスターミナルは、都市公園及び地下の広場・店舗が一体となった立体型複合施設「オアシス21」に位置している。オアシス21は、市の外郭団体(栄公園振興株式会社)が施設の管理を一括して行っており、当該バスターミナルについても同団体が運行管理補助業務等の指定管理者となっている。

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

栄バスターミナルは移動等円滑化基準に適合しているが、平成14年の開業から20年近くが経過し、老朽化した箇所も出てきており、今後、複合施設内の改修等のタイミングを捉え、相互案内など全体でより高い水準の移動等円滑化を目指す。具体的には、施設の老朽した箇所の更新や修繕を着実かつ計画的に行うとともに、休憩スペースの拡充など待合環境の向上にも取り組む。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 近隣施設である久屋大通公園の再整備が令和2年度に完了することに伴い、当該施設の利用者の増加が予想されるため、近隣施設への誘導案内等の支援の体制を整える。
- ② 案内表示器や音声案内設備など運行管理システムの更新により、視覚・聴覚情報の向上に取り組む。
- ③ 高齢者・障がい者等への声かけやサポートができるよう、資格の取得や研修の受講を促進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設や設備の点検・工事	施設や設備の定期的な点検を行い、老朽化した箇所について適宜、改修・修繕工事を行う。
利便施設の充実	バスターミナル内店舗の開業と合わせて、椅子の設置など休憩スペースの拡充を図る。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	高齢者や障害者など、多様な方々への接遇に関する民間資格（ユニバーサルマナー検定3級）を取得した職員が対応する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行管理システムの更新	液晶の LED 化やバスの系統ごとに色を分けるなど視認性を向上させるとともに、バスの遅延情報や災害発生情報などリアルタイムの情報を表示する機能を追加した案内表示器の設置を行う。また、同時に、音声データや再生機器の更新を行い聴覚情報の向上を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者差別に関する研修の受講	本市が主催する、障害当事者の講演や具体的な介護技術の習得を目的とした研修に、施設を所管する市の職員と指定管理事業者が参加し、組織内で共有を行う。
ユニバーサルマナー検定3級の取得	高齢者や障害者など、多様な方々への基本的な向き合い方や声かけの方法を学び、積極的なサポートを行えるよう指定管理事業者全員が資格を取得する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・当該バスターミナルに乗り入れているバス事業者との連絡調整会議を開催し、移動等円滑化に関する取組や意見、問題点について共有する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。